

# 米粉等利用推進委員会設置要綱

制定 4 米利推委第 1 号  
令和 4 年 6 月 16 日

(設置目的)

第 1 条 国際的な小麦の確保の見通しや価格の状況を踏まえ、東京と他地域との連携のもと米粉等を用いた商品開発・販売の支援に関する事業（以下、「当事業」という。）を円滑に運営するため、米粉等利用推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 当事業の企画に関すること
- (2) 米粉等の国産農産物を利用した商品の開発に関すること
- (3) 米粉等の国産農産物を利用した商品の販売に関すること
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (3) 賠償問題に関すること
- (4) その他、運営に関する事項

(委員)

第 4 条 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の設置日から解散日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(委員長・議決等)

第 6 条 委員長は東京都産業労働局農林水産部長をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に

加わることができるものに限る。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

- 6 委員会の議長は委員長があたり、委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 7 委員または事務局が、委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

#### （監事）

第7条 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

#### （事務局の設置）

第8条 委員会の事務を処理するため、米粉等利用推進委員会事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。なお、総務を担当する事務局は、東京都産業労働局農林水産部調整課に置く。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

#### （経費）

第9条 委員会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### （解散）

第10条 委員会は、当事業が終了した後に開催される委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

#### （規程等）

第11条 委員会における事務規程及び財産規程については、委員会において定めるものとする。

#### （その他）

第12条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。